

平成28年1月27日

人権倫理委員会研修会報告書

- 1 日時 平成28年1月26日(火) 14:00～15:30
- 2 場所 群馬県社会福祉総合センター 203AB会議室
- 3 内容 テーマ:「障害者虐待防止法及び権利擁護について」
講師:新前橋法律事務所 弁護士 山本 聡 氏
- 4 参加者 84名
- 5 次第 司 会:書記 狩野 英伸
開会の挨拶:委員長 若井 隆弘
講 義:弁護士 山本 聡 氏
質疑応答:質問者 三和会 藤沢氏
(内部告発をした人の人権・立場について)
閉会の挨拶:副委員長 内海 明

講義内容

前半で障害者虐待防止法が制定されるまでの沿革と虐待防止法の内容について、正当な理由なく身体拘束をすることは身体的虐待であり、緊急やむを得ない場合に身体を拘束するうえでの3要件とその手続き、拘束を行った際の記録について、平成13年に厚労省身体拘束ゼロ作戦推進会議にて作成された「身体拘束ゼロへの手引き」を基に解りやすくお話をいただきました。また、それぞれの虐待行為は防止法違反のみにとどまらず犯罪や賠償責任にまで及ぶこともあるとのお話も伺いました。

後半では実際に大阪であった知的障害者の死亡事故の事例をあげ、事故がどのように起こったのか、どのような行為が違法であったのか、また、防止するためにはどのようなことが必要であったのか具体的にお話をいただきました。虐待はいつ起きてもおかしくはない。起こしてしまってからでは取り返しがつかない。マニュアルを作成することは重要であるが、すべての利用者や事例に対応できる完璧なマニュアルは存在しない。いざという時に身を守るためには記録が重要であり、記録をしっかりととりその記録を共有する事が適切な支援につながるとのお言葉をいただきました。